

# PATENT ATTORNEY®

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

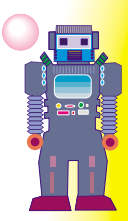
**特集** 「弁理士の日」イベント特集  
発明ってなあに？

「弁理士の日」にちなんで  
「知的財産権と科学の特別セミナー」  
「かほくの中を探検だ」  
「ちびっ」科学工作教室」  
「AIBOと遊ぼうコーナー」  
「感想文から」  
「ユニセフ募金の報告」

PATENT

ヒット商品を支えた知的財産権  
「美和ロックの対震丁番」

特許庁からのお知らせ  
日本弁理士会からのお知らせ



秋

号

日本弁理士会広報誌

2001

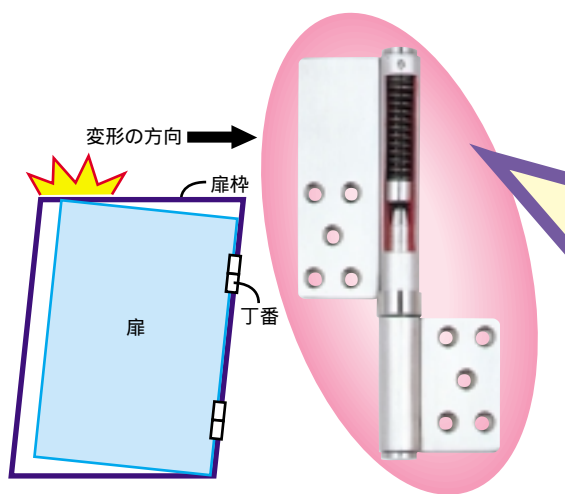
第23号

## 美和ロックの「対震丁番」

特許第1606244号

VOL.

23



美和ロックと言えは「鍵」の最大手メーカー。その鍵メーカーで、鍵にも劣らないヒット商品となつているのが、対震丁番。たいしんちようばんだ。丁番は開き扉などが一方の端を軸として開閉できるように扉枠に取り付ける金具のことだ。「ちようづがい」と発音した方が一般にはなじみ深い。「地震になったらすぐに扉を開けて」とは誰でも耳にしたことがある防災ラレーズである。これは図に示すように地震によって扉枠が変形し、扉の左上が枠に当たり、開かなくなってしまうからだ。こんなときでも、この対震丁番なら女の人の力でも楽に扉を開放することができるという。その原理は至って簡単である。それは、丁番の軸の部分に埋め込まれたハネが縮ん

でドアが下がるため変形した扉枠に扉が当たっていても、小さな力で扉を開けることができるようになる(写真はハネが見えるように外筒をカットした見本)。この対震丁番については、基本特許の他に数件の周辺特許を取得して他社の参入を防いでいる(製品計画部技術情報課の宮口聡弁理士)。

昭和58年に発売された対震丁番であるが、その売り上げは阪神大震災を境に倍増したという。地震に対する意識の高まりの現れと言えよう。さらに、通常の丁番の代わりにこの対震丁番を取り付けるだけで、簡単に扉の地震対策を行うこと

### 特許庁からのお知らせ

#### 出願審査請求期間の改定のお知らせ

特許出願について、出願審査の請求をすることができる期間は、平成13年10月1日より、これまでの「7年以内」から「3年以内」に変更されます。(特許法第48条の3)

平成13年10月1日以降の特許出願から適用されます。

平成13年9月30日以前の特許出願については、従来どおり出願の日から7年の審査請求期間が適用されます。

#### 注意

- ・分割又は変更の特許出願については、もとの出願日が平成13年9月30日以前の場合は、もとの出願日から7年の審査請求期間が適用されます。
- ・特許出願等に基づく優先権の主張を伴う出願(国内優先権)については、現実の出願日が平成13年10月1日以降の場合は、先の出願日ではなく、現実の出願日から3年の審査請求期間が適用されます。
- ・パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願については、現実の出願日が平成13年10月1日以降の場合は、優先日ではなく、現実の出願日から3年の審査請求期間が適用されます。
- ・国際特許出願については、特許法184条の3の規定により特許出願とみなされた国際出願の日が平成13年10月1日以降の場合は、その出願日から3年の審査請求期間が適用されます。

#### 問い合わせ先

特許庁審査業務部方式審査課 第5担当

電話:03-3581-1101(内線:2616)

FAX:03-3580-8016

ができ、扉周りを通常と異なる設計にする必要がない点も、対震丁番の大きな特徴だ。ロングセラーとなっている背景には、このような簡便さも評価されているのではないだろうか。

「この発明は個人発明家の売り込みがきっかけだったんですよ」と商品開発本部「技術部の加藤義明さんは振り返る。耐震扉に関するアイデアは多く、それは丁番に限らない。売り込みがあった発明も、丁番に関するものではなく、さらに実際に耐えないものだったそうだ。しかし、その発明の検証のために実験を繰り返すうちに、丁番で扉枠の変形に対応できることに気づいたそうだ。

商品名の「対震丁番」について、「対震」は「耐震」の間違ひではないか? 思われた読者も多いだろう。この疑問には加藤さんにお答えいただいた。「『耐震』では地震にあつても壊れないように耐えるという意味になる。しかし、この丁番は地震による変形を受け入れ、地震に対して有効な丁番であるとの想いで、『対震』にしました。」

美和ロックでは、主力の鍵製品の分野でも特許、意匠、商標の権利化に努めている。

(取材協力 美和ロック株式会社)

#### パテント・アトニー

平成13年9月19日発行 第23号 無断転載禁止

編集/日本弁理士会広報センター

発行/日本弁理士会

東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013

電話 03-3581-1211(代)

FAX 03-3581-9188

http://www.jpaa.or.jp

「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。



JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会



### 日本弁理士会からのお知らせ

「特許・意匠・商標なんでも110番」

特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金) 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

お問い合わせは下記まで

日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361  
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200  
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110





「ちびっこ科学工作教室」

ちびっこ科学工作教室では子どもたちと一緒にコトスター作りを行いました。

コトスターの作り方は至って簡単にプラスチック製のコップの底面と側面に専用のカラーペンで着色し、これをオープンで加熱します。加熱されたコップは、底面を中心に円盤状に変形するので、これを平らに伸ばして仕上げる時、着色されたオリジナルなコトスターが出来上がります。子どもたちには手にしたコップにカラーペンで思い思いに絵や模様を描いてもらい、オープンでの加熱と最後の仕上げは危険なので、我々スタッフが担当して行いました。

開館前にはこのような工作にどれだけの子どもたちが参加してくれるのか不安でした。しかし、開館後しばらくすると作業卓は子どもたちでいっぱいになりました。当初、なるべく多くの子どもたちに参加して欲しいということで、一人1回ということにしておりまし



たが、面白さのあまり2回、3回とトライする子どもたちの姿を多く見かけました。子どもたちが楽しんで作業する雰囲気の中でスタッフもオープンの熱さを忘れて心不乱に作業しておりました。終わってみれば子どもたちに配ったコップの数は約1000個、1時間あたり100個以上のコップを処理していた計算になります。この日のコトスター作りを通して子どもたちが少しでも物づくりの楽しさを実感してくれたら幸いです。



「AIBOOと遊ぼうコーナー」

ソニー株式会社からAIBOOを貸していただき、AIBOOのデモン



ストレーションを行うコーナーを設置しました。AIBOOは今更にご紹介するに及ばない程、有名な自律型ロボットです。

このコーナーを担当したスタッフ4人は、ソニーさんからAIBOOの操作方法を教えていただいた以外にも、集まってデモの練習を重ねました。しかし、デモンストレーションは思い通りにいきませんでした。当日の会場での騒音や観覧者の方々が着ていた色とりどりのシャツの色は予想以上にAIBOOの気を散らしてしまつたらしく、AIBOOはスタッフがいくら大声で叫ぼうとも、気ままに動いてばかりで

しました。しかしさすが自律型ロボット！AIBOOの動きそのものは精密でありながら愛らしく、会場からは何度となく驚嘆の声があがりました。AIBOO人気により、1時間おきに行つた30分程度の4回のデモンストレーションは、いずれも盛況で、最後は時間を延長するほどでした。皆様の熱気？(の余り負傷したAIBOOが出たもの、当日は盛況のうちにコーナーを終えることができました。

AIBOOの操作のご指導を戴いたソニー株式会社に深く感謝致します。

「感想文から」

「一番ふしぎでおもしろかったのは科学工作でした。夏休みの工作の参考にしたいです。」

(小6 谷田夏磨)

「コップで作るコトスターはとってもふしぎで、いえてもやりたいたいです。はまびんはとてもかわいくて、きにいりました。」

(小3 椋澤真衣)

「ふぶのじゅけんをしました。オープンコトスターに入れるとみるみる小さくなつたのがふしぎだった。」

(小2 ながにしたける)

「アイホのくびのかしげかたがとてもかわいかったです。ぼくの家にもいたらいいなと思いました。」

(小3 塩野崎剛志)

「アイホはねほけたり、ねたりしてほんとうの犬のようだった。それにかわかった。」

(小3 かめいあもる)

「ふぶといぬさんかわいかったね。」

(幼稚園年長はなるとゆりこ)

「今日、かほく」にきて、『発明つてなまに?』のパネルをもらたときはあまりおもしろそうじゃなかったけど、やってみるととても楽しかったので、またやってみたいなと思いました。」

(小5 荒牧怜奈)

「ユニセフ募金の報告」

今回のイベントを通じて広く社会に貢献できるよう、ユニセフ募金箱を臨時に設置させていただきました。当会会長である小池晃をはじめとする弁理士のみならず、当日来場された多くの方々にご協力いただきました。紙面を通じてではございます



がお礼を申し上げます。お預かりいたしました募金は(財)日本ユニセフ協会を通じて保険事業や教育事業等の世界的なユニセフの活動に役立てていただきます。募金金額:58,567円+10ドル

# 「弁理士の日」イベント特集

## 「発明ってなあに？」

「弁理士の日」にちなんで

日本弁理士会は七月日の「弁理士の日」を記念するイベント「発明ってなあに？」を本年七月二日(日)に東京上野の国立科学博物館において開催しました。「弁理士の日」は弁理士法の前身である、特許代理業者登録規則の施行日を記念して制定されたものです。

「の記念イベントは本年七月六日に施行された新弁理士法のもとにおいて、日本弁理士会が提供する知的財産権制度の啓発普及活動と社会貢献活動の二環であります。今回の記念イベントは、特にこれから迎える宇宙時代を担う小中高生等の若い人たちに、科学や技術のこころ、知的財産権制度のこころ、これらに携わるこころの楽しみをこのよう



な制度を担っている弁理士のこと等を広く知ってもらったり、高校生以上の方に日本弁理士会からのメッセージを発信する目的で実行されました。

当日の入館料を日本弁理士会が一部負担して、小中高生を無料とし、大学生および一般は半額とし、来館者に国立科学博物館の常設展をご覧いただくことも、日本弁理士会のイベント会場にお出でいただき、以下に紹介する各種のイベントコーナーに参加していただき、何らかの思い出づくりをしていただく趣向でありました。

実際にお迎えしたゲストは二八〇〇名強で、そのうち約二二〇〇名が園児から高校生を含む若い人でした。各イベントコーナーでは、終日、ゲストとスタッフとの間に暖かい交流が行われていました。

### 「知的財産権と科学の特別セミナー」

特別セミナーとして「弁理士の日」に相応しい6回の講演が行われました。

江尻弘子弁理士の「バイオと特許」と「では遺伝子とは何か? 遺伝子の中身は、そしてその機能と働きは何か等」と、それを利用して細胞融合、遺伝子複製技術などを映像を用いて分かりやすく説明されました。

前島正弘氏(国立科学博物館研究官)の「ガラスから博物館資料へ」では、秩父のチャート層から出土した石器の標本は本物か偽物か、それを区別する決め手は、等をやさしく教えてくれました。  
鹿島忠男・よし子夫妻(発明家)

「調理用品落し蓋の発明秘話」では、落し蓋の発明、商品化、そしてその下商品化の秘話を具体的に紹介されました。

小西達夫氏(国立科学博物館筑波実験植物園長)の「植物と人間との関わり」では、植物と人間とは知的関係が深く、人間の生活



と深く関わっていることを科学的に実証されました。

八木正夫氏(不正商品対策コンサルタント)の「偽物か本物が偽ブランド問題と商標」では、「偽物が本物?」「本物が偽物?」について著名ブランドと商標保護との関係について分かりやすい事例をあげて説明されました。

最後に、齊藤靖二氏(国立科学博物館地学研究部長)の「発見と博物館の標本」では、私達、人間の生活にとって欠かせない衣食住のすべては自然界から作られていることを科学的に理解させてくれる内容でありました。

各講演とも、小中学生を含む多くの聴講者で常に満席に近い盛況でした。

### 「かはくの中を探検だ」

「かはく」は本館、新館、みどり館と分かれていて、展示スペースはとも広いです。もちろん好きなところから回ればいいのですが、今回のイベントでは、入口で配布された用紙に書かれたヒントに従って

5つの文字を全館の中から集めるオリエンタリングに多くの来館者に参加してもらいました。

全ての文字を集めると「ツールは講堂です。ツールするとオリエンタリングの用紙に「はっぴよん」スタンプを押し、記念の「はっぴよん」バッジか「はっぴよん」キーホルダーが

もらえます。午前中は来館者も少なく、ツールを訪れる人はそれほど多くはなかったのですが、さすがに昼からはスタンプを押す人の列ができはじめました。閉館間際にはその列が廊下にまで溢れてしまっただけの盛況ぶりでした。

スタンプ待ちの列の横には「モーフの募金箱が置いてあり、スタンプの順番を待つあいだ、多くの人たちちに募金をしていただきました。あらためてお礼を申し上げます。

ところで、5つの文字を集めると「はっぴよん」になるはずなのですが、「はっぴよん」と書いて初めのうちは何のことかわから

ないという人がいました。でも最後には「はっぴよん」グッズを手にしてとてもかわいいキャラクターだと喜んでもらえました。

